

町田市生活保護制度 PR 動画作成委託仕様書

1.目的

生活保護制度のうち、特に収入や保有資産、世帯状況などの申告の必要性について、被保護者が制度を理解し、申告義務を怠って結果的に不正受給になることを未然に防止するため、より分かりやすく印象に残る形で保護制度を紹介する動画を作成することを目的とする。

2.想定される動画使用範囲

- ・生活援護課窓口および待合室における上映
- ・生活保護新規開始時に制度紹介のために上映
- ・他自治体との交流時の資料

3.期間

契約締結日から 2019 年 3 月 31 日まで

4.業務体制

受託者は制作作業にあたる業務責任者を置くとともに、当該業務の担当従事者を確保するものとする。なお、業務責任者および従事者は画像や音声などの専門的な知識と技能経験を有するものとし、業務責任者は本業務を統括し発注者と調整を行うものとする。業務責任者は各工程において発注者の承認を必ず得るものとする。

業務責任者は契約締結後ただちに制作スケジュールを発注者に提出するものとする。

5.業務内容

- ・発注者との打ち合わせ
- ・動画の企画、構成、シナリオ作成、演出
- ・俳優、声優、資料、動画等の作成、手配
- ・上記を用いての撮影を含めた動画の作成
- ・BGM、ナレーション、効果音、テロップ等の付与
- ・編集
- ・データ、DVD、USB の作成
- ・その他上記に付随する一切の業務

6.遵守事項

- ・俳優、声優や資料の手配等にかかる費用は委託料の範囲内で受託者が負担するものとする。
- ・俳優、声優、音楽の著作権等に係る調整を行い、動画上映・配布の同意を得ること。
- ・分かりやすく丁寧な表現を心がけるものとし、威圧的な表現は用いないこと。

- ・生活保護法、特に同法第 63 条および第 78 条について理解を深められ、被保護者の正当な申告を誘発することが可能となるような内容で作成すること。
- ・法改正や制度変更があった際に、動画の修正が可能なこと。

7.納品物

- ・5分以上10分以内の動画を作成するものとする。
- ・画角は16：9、画質はハイビジョンとすること。
- ・DVD ディスク
DVD ビデオ形式で原版を1枚、複製ディスクを10枚作成すること。また、盤面は映像の内容がわかるようなデザインとすること。
- ・USBメモリ
町田市生活援護課が指定する形式（AVI形式、mp4形式、ウィンドウズメディアビデオ(wmv)のいずれか）で記録し1個納品するものとする。

8 納品場所

町田市生活援護課

9.委託料

1,670,000 円

10.著作権

受託者は、委託業務の履行にあたって、第三者の著作権を侵害してはならない。

成果品にかかる著作権については、発注者に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果品の全部または一部に受託者がすでに著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に発注者に通知し、協議のうえ定めるものとする。

成果品に係る著作権について第三者との紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを発注者に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

11.再委託

受託者は本業務の一部または全部を第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

12.情報セキュリティ

情報セキュリティについては、別紙特記仕様書による。

13.その他

本業務の遂行に当たり疑義が生じた場合またはこの仕様書に定めのない事項については発注者と協議を行うこと。